

「ご意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」

◎：計画に新たに反映する

○：既に盛り込んでいる

☆：意見・要望としてお聞きする

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の方考え方	取扱
① 荒川区の被害想定についての意見			
1	能登半島地震では大きな被害がでており、荒川区において同様の地震が発生したとき、今回の能登半島地震の教訓を生かして、対策を強化、検討をいただきたい。	<p>能登半島地震では、建物の倒壊やライフラインの被害など、想定を超える人的・物的被害が発生いたしました。区では、首都直下地震をはじめとする大規模災害の際に想定される、ライフラインの長期断絶等に備えるため、令和5年度予算において、予備費を活用し、前倒しで携帯トイレや緊急医療救護所等における医療セット、歯科用品等の備蓄を増強しました。</p> <p>また、東京都が10年ぶりに改定した被害想定の中でも特に荒川区に被害の大きいと想定される首都直下都心東部、西部地震の被害想定を区独自に調査し、区として最大の被害想定を基に地域防災計画を修正いたしました。能登半島地震だけでなく、過去の震災の教訓を生かし、対策を強化してまいります。</p>	○
② 自助・共助の促進についての意見			
2	近年、国内で地震が頻発に発生している中で、荒川区の計画が修正されるということは、住民としても心強く感じます。	区では、家具類等の転倒・落下・移動防止器具の設置や地震による火災の要因の一つである通電火災を防ぐため、区内全域を対象として地震時の電気器具や配線から	○

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>ただ、あまりにも膨大な量の計画なので、具体的に先日の能登半島地震や、熊本地震を受けて、どういった事業に区としての対策の強化が図られたのか読み取る事が難しくなりました。</p> <p>特に、町屋は密集地域で火災による被害が心配なのですが、そのあたりはこの計画にしっかり落とし込まれているのでしょうか？</p> <p>今後も、区民のためにご尽力期待しております。</p>	<p>の出火を防止するための感震ブレーカーの設置について助成制度等を設け、普及を推進しております。</p> <p>また、能登半島地震等の被害状況を踏まえて、令和6年度から、さらなる街の防災性の向上のため、これまで行っていた昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物の耐震化に対する支援に加え、新耐震基準のうち平成12年5月31日以前に建てられた、いわゆる“グレーゾーン住宅”に対する支援を開始したところであり、それ以外にも耐震補強工事や建替え工事等ができない建物にお住まいの方の生命を守るため、耐震シェルターや防災ベッドへの補助率及び上限額を引き上げるなど、木造住宅密集地域における建物の延焼や倒壊を防ぐための対策を強化しております。</p> <p>ご質問のありました町屋地域の中で特に地域危険度が高いとされている二・三・四丁目を含む「町屋・尾久地区」においては、特に重点的・集中的に改善を図るべく、老朽木造建物の建替えや解体に対する助成金や税金の減免といった支援により、まちの不燃化を進めるとともに、緊急車両の円滑な通行や広域避難場所への安全な避難経路の確保、火災時の延焼防止を図るため、都市計画道路補助193号線（旭電化通り）や主要生活道路の拡幅を進めているほか、災害時に有効な公園等のオープンスペースの整備や枯渇しない消防水利として第四峡田小学校等に永久水利施設の整備も進めております。</p>	

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
		<p>さらに、令和6年現在、都市計画公園である町屋公園についても、災害時における避難場所として、また活動拠点となる空間として整備を進めているとともに、災害発生時の電柱の倒壊による道路の閉塞や電力供給の停止を防止するための無電柱化の推進にも積極的に取り組んでまいります。</p>	
3	<p>荒川区では、家庭での備蓄を7日間分推奨されておりますが、決まった備蓄品や量があるわけではなく、子どもや高齢者などの家族構成や障がいのあるなしによって備蓄する内容が大きく異なることをきちんと記載するべきだと思ふ。</p>	<p>地域防災計画では、家庭内における標準的な備蓄品や備蓄量の目安を示すとともに、家族構成による備蓄品や備蓄量の違いについても、区報やホームページ等で啓発をしております。更に、令和5年度は、荒川消防署と共催で実施した、あらBOSA Iでの7日間備蓄の展示や、地域における防災のイベントでのミニあらBOSA I備蓄展示など、機会を捉えて備蓄の啓発を実施しております。</p> <p>引き続き、様々な機会を捉え各家庭の状況に合った災害への備えについて周知啓発に努めてまいります。</p>	○
4	項番3と同様の内容	項番3と同様一	○
5	<p>荒川区には火災の危険度が非常に高い地域がいくつもあり、大きな地震が来た際には、先日の能登半島地震での火災と同じような状況になってしまうのではないかと思います。</p> <p>地震時の出火防止対策として消火器やポンプ類の配置、感震ブレーカーの助成事業等実施いただいているところでございますが、危険度の高い地域に対して、重点的に配備することや助成事業の内容・助成割合を変えていただく</p>	<p>区内は木造住宅密集地域が多く、火災発生時に延焼の危険性が高い地域であることから、区としても重点的に対策を行う必要があると考えております。</p> <p>このため、令和6年現在、区では、大地震等の災害時に特に危険とされている地域に対し、重点的・集中的に改善を図るべく、老朽木造建物の建替えや解体に対する助成金や税金の減免といった支援を行うとともに、主要生活道路の拡幅整備、公園等のオープンスペースの確保など、</p>	☆

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>など、地域特性を踏まえた対策を講じていただきたいと考えています。</p> <p>さらに、火災は初期消火が非常に重要であることも聞いたことがありますので、そういった危険度の高い地域の住民に対して、消防署と連携して、より一層の初期消火訓練を実施していただくなど、検討いただきたいです。</p>	<p>まちの防災性の向上を図っております。</p> <p>さらに、災害時の初期消火対策として、地域設置型消火器の配備や防災区民組織へスタンドパイプ、D級ポンプ等の消火資機材を配備し、各地域の町会・自治会と消防署とが連携した防災訓練を行っております。</p> <p>また、出火防止対策として感震ブレーカー等の屋内安全対策器具取付費用の助成を行っております。</p> <p>区内には、木造住宅密集地域を多く抱えていることから、災害時に特に危険とされている地域に対して資機材を重点的に配備するなど、災害対策をさらに強化してまいります。</p>	
6	<p>区民消火隊や区民レスキュー隊の設置数を掲載しているが、その組織が災害時にどの程度役割を果たせるのか疑問がある。</p> <p>区民消火隊などは組織が発足した頃にはポンプ操法大会なども実施され活発な活動をしていたが、大会が行われなくなって久しい、発足当時の役員は高齢化し若返りも思うように進まずほとんど活動していない。</p> <p>区民レスキュー隊も、どの程度の役割を果たせるのか実態を把握せずに設置数だけに言及しているように思う。</p> <p>区民の生命にかかわる重要な計画であるのだから、防災に特化した世論調査などを実施して、区民や、区民組織がどのレベルにあるのか、自助の程度、共助への可能性などを把握したうえで実効性のある計画を立てて欲しい。</p>	<p>区民消火隊及び区民レスキュー隊に対し、区では、運営助成金や結成助成金等を支給しており、区と消防署や警察署とが連携して訓練や講習会等の支援を実施することとしております。</p> <p>ご指摘のとおり、防災区民組織をはじめ、地域で活躍いただいている方の高齢化は課題として認識しております。</p> <p>今後、世論調査やイベントでのアンケート調査等、機会を捉え、ご指摘の区民消火隊及び区民レスキュー隊等の区民防災組織の状況把握に努め、消防署とも連携を図りながら、区民の自助や共助の推進について検討を進めてまいります。</p>	☆

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
7	<p>災害対策として、自助や共助が重要であり、町会である防災区民組織が中心となって初期消火や避難所の運営などの活動をされることは理解できるが、現在、町会の高齢化が進んでいる中で、防災区民組織以外の地域の力も活用しなければならないと考える。</p>	<p>区では、防災対策の自助共助の中心的役割として防災区民組織の活躍が大きな役目を担っていただいております。</p> <p>ご指摘のとおり、防災区民組織をはじめ、地域で活躍いただいている方の高齢化は課題として認識しており、課題解決に向け、区では、防災区民組織である町会と研修会等を通して、連携して新住民や若い世代の町会未加入者等の参加意欲を引き出すイベントの拡充や、町会員同士のコミュニケーションツールとしてデジタル化を推進しており、町会員のライフスタイルに合わせて情報発信を多様化することで、若い住民や新住民の町会活動への参画につなげていけるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、あらBOSA Iの開催や若年層、子育て世代向けの各種イベント等での啓発活動など、幅広い世代の方々に関心を持ってもらい、地域で活動いただけるよう普及啓発を行っているところであります。</p> <p>今後も地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。</p>	☆
③ 避難者対策についての意見			
8	<p>学校の体育館が避難所の重要な構成要素になっているが、体育館のガラスが破損して避難所として利用できない事例が能登半島地震でも発生している。体育館のガラスは強化ガラスになってはいるが、破損した場合には細かく砕</p>	<p>区立の全小中学校が震災時の一次避難所として指定されており、避難者が安全に避難生活を送ることができる環境整備は重要であり、過去の災害等を踏まえ、体育館のガラスについても強化ガラスに取り替える等、安全性</p>	☆

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>けてしまうため、風雨が防げないので避難スペースから除外されてしまう。飛散防止フィルムなどで飛び散らないように保護しておけば、ガラスが割れても体育館は避難スペースとして利用が可能になる。</p>	<p>を備えてまいりました。今後も、計画的な施設の点検、維持管理、修繕等を実施し、施設の安全確保に努めるとともに、ご指摘を踏まえながら、更なる安全対策を検討してまいります。</p>	
9	<p>在宅避難が推奨されているが、在宅避難をしている方にも食料・水・トイレなどの支援は必要となる。避難所が支援の窓口になるように考えているようだが避難所開設運営訓練などでは、在宅避難者の支援の項目は今のところ見当たらない。在宅避難者の把握や、食料・水の配付方法なども事前に検討して置く必要があるが、計画の中には見当たらない。</p>	<p>近年の災害の教訓を受け、区では在宅避難を推奨しており、防災対策は自助の取組が重要となっております。</p> <p>自助による防災力向上として、各家庭における食料、飲料水等の家庭内備蓄について、ローリングストック法により7日間(最低3日分)×家族の人数分を備蓄するよう啓発しております。</p> <p>また、避難所ではプライバシーの確保が困難なことから、区民がライフラインの停止した自宅で避難生活を送ることも想定されるため、食料や支援物資の配給は、一次避難所となった小中学校等において、混乱を招かないように、一次避難所避難者と在宅避難者の物資配布について配慮するよう本計画で定めております。対応方法については、避難所運営委員会で検討し、訓練で実施していく旨、本計画に明記してまいります。</p> <p>なお、在宅避難者への支援にあたっては、町会自治会や民生委員の協力を得て、在宅避難者の所在把握や、最寄りの一次避難所まで食料や支援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布を実施してまいります。</p> <p>また、在宅避難が基本となる、耐震性を有するマンションにつきまして、区ではこれまで分譲マンションセミナ</p>	◎

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
		<p>一において、ローリングストック法による家庭備蓄の啓発に努めてまいりました。</p> <p>今後も、居住する皆さまが在宅避難によりマンション等にとどまることができるよう、有効な支援策につきまして、十分検討してまいります。</p>	
④ 要配慮者対策についての意見			
10	<p>自身が身体障がいをもっているため、避難所生活で支援をいただけるのか不安を持っています。</p> <p>避難所で活動していただける方々に、わたしたちのように障がいをもっている者に対する対応や理解を深めていただきたいと思います。</p>	<p>障がいがある方を対象とした福祉避難所を区内各所に開設することとしており、従事する職員は、主に障がい者施設の職員や、障害者福祉課職員となっております。皆様に安心して避難所で過ごしていただけるよう、障がいの特性に応じた対応等について、職員への周知徹底に努めてまいります。</p>	☆
11	<p>医療的ケア児は、常時医療機器を必要とし、災害時には特別な配慮が不可欠です。</p> <p>修正案では、医療的ケア児特有のニーズについて言及がないため、以下の点を盛り込むことを強く要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア児の実態を正確に把握し、一人ひとりに合わせた個別支援プランを事前に策定すること。 2. 医療的ケア児に適切に対応できる福祉避難所を確保し、その情報を平時から家族に周知すること。 3. 停電時にも医療機器が使用できるよう、非常用電源や衛生環境の整備を進めること。 	<p>医療的ケア児への災害時における特別な配慮は大変重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見について計画に反映させ、以下のとおり取り組みながら、災害時の医療的ケア児に対する支援体制の強化に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年現在、区におきましては、医療的ケア児も含め、災害時における個別支援プランとなる避難行動要支援者の個別避難計画の策定を最優先で進めております。 2・3 区では、避難される方お一人おひとりに対応できるように、避難施設の確保と環境整備に取り組んでまいります。また、在宅避難時の停電に備えた蓄電池などの給付等のほか、医療的ケアが必要な方等の避難場所として、福 	◎

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>4. 医療的ケア児支援に特化した訓練を受けた支援者の派遣体制を整えること。</p> <p>5. 区外の特別支援学校等に通学する医療的ケア児について、災害時の荒川区までの移動支援を検討すること。移動が困難な場合は、通学先の市区町村と連携し、一時的な支援体制を平時から調整しておくこと。</p> <p>6. 医療的ケア児が通院する医療機関との連絡体制を平時から整備し、災害時の通信手段を確保すること。また、必要な医療物品の運搬や確保についても、医療機関と連携して体制を整えておくこと。</p> <p>これらの対策を講じることで、医療的ケア児とその家族が安心して災害に備えられるようになります。</p> <p>特に、区外に通学する医療的ケア児に対しては、荒川区と通学先自治体との連携が欠かせません。</p> <p>また、医療機関との連携強化により、災害時の医療的ケア児への支援の質を高めることができます。</p> <p>災害時に最も支援を必要とする方々に寄り添う防災計画となるよう、ぜひご検討ください。</p> <p>荒川区の更なる防災力向上を心より祈念しております。</p> <p>医療的ケア児支援の充実に向け、引き続きご尽力くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>祉避難所に加えて、ホテルの客室等が活用できるように、区内の一部のホテルと協定を締結しております。</p> <p>4 医療的ケアが必要な方の支援に備え、避難施設への医療関係者の派遣体制について、関係機関と調整を図ってまいります。</p> <p>5 移動・支援体制の構築に向けて、学校や関係自治体等と連携を強化してまいります。</p> <p>6 平時・災害時における連絡体制等の構築に向けて、医療機関との連携を強化してまいります。</p>	
12	<p>女性や、高齢者、障がい者等への配慮も必要ですが、今の世の中、LGBTQへの対応も必要であると考えます。</p>	<p>ご指摘のLGBTQの方々への配慮につきましては、計画案の「第2部第9章第5節4-4女性の視点を取り入れた対策」を「女性の視点や多様性に配慮した対策」と表</p>	◎

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>災害時、特に避難所等でのLGBTQへの方々への配慮について検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>記を修正し、LGBTQ当事者への配慮について明記いたします。</p> <p>この度のご意見を踏まえ、災害時においても、性別にかかわらず多様な視点に十分配慮するようより一層努めてまいります。</p>	
⑤ オープンスペースの活用についての意見			
13	<p>尾久の住人として、尾久の原公園が広域避難場所として活用されることは防災地図で確認しておりましたが、そのほかの利用計画はないのでしょうか。</p> <p>荒川区は狭い区で大きな広場は限られていますので、有効に活用することが必要ではないのでしょうか。</p>	<p>尾久の原公園は、都立公園であり、毎年度、東京都と災害時の利用用途について協議しております。</p> <p>令和6年現在、広域避難場所として指定している他、給水活動拠点としての活用を想定しておりますが、災害廃棄物等のがれき置き場など、他の用途としての活用について、引き続き、東京都と協議をしております。</p>	○
⑥ 防災まちづくりの施策についての意見			
14	<p>いざ大地震が起きたとき、私たち区民も、行政の方も災害への対応に当たるためには、自分や家族の身の安全が第一であると思っております。</p> <p>特に荒川区は地域危険度が高いと言われる地域が多くあるため、そういった危険な地域への集中的な対策を望みます。</p>	<p>木造住宅が密集している地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区において、老朽木造建物の建替えや解体に対する助成金や税金の減免といった支援を行うとともに、緊急車両の円滑な通行や広域避難場所への安全な避難経路の確保、火災時の延焼防止を図るため、都市計画道路や主要生活道路の拡幅を進めているほか、災害時に有効な公園等のオープンスペースの整備を進めております。</p> <p>また、能登半島地震等の被害状況を踏まえて、令和6年度から、さらなる街の防災性の向上のため、これまで行っていた昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられ</p>	○

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
		<p>た建物の耐震化に対する支援に加え、新耐震基準のうち平成12年5月31日以前に建てられた、いわゆる“グレーゾーン住宅”に対する支援を開始したところであり、それ以外にも耐震補強工事や建替え工事等ができない建物にお住まいの方の生命を守るため、耐震シェルターや防災ベッドへの補助率及び上限額を引き上げるなど、木造住宅密集地域における建物の延焼や倒壊を防ぐための対策を強化しております。</p> <p>さらに、災害時における避難場所として、また活動拠点となる空間として、宮前公園、天王公園、町屋公園といった都市計画公園の整備を進めるとともに、災害発生時の電柱の倒壊による道路の閉塞や電力供給の停止を防止するための無電柱化の推進にも積極的に取り組んでまいります。</p>	
15	<p>「安全な都市づくりの実現」の中で、空き家対策について課題、対策の方向性、達成目標が記載されております。</p> <p>令和5年度に空き家等の対策の促進に関する特別措置法が改正されたとありますが、私の住んでいる地域は木造密集地域にあたるため、特に震災直後の火災が心配です。</p> <p>除却が必要な空き家については、平時も不安であるため、なるべく早く区として対応いただきたいと思っております。</p>	<p>区では、これまで老朽化した空き家の除却による防災性の向上に加え、地震時の危険性が高い木造住宅密集地域の改善を図るため、平成28年12月に空家等対策条例を制定するとともに、平成29年1月に空き家に関する基本的な方針を示した空家等対策計画を策定し、空き家対策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。</p> <p>令和4年度には2回目となる空き家実態調査を実施し、その結果、区内にある空き家の総数は1,330棟と判明したところであります。</p> <p>このため、令和5年度から空き家の解体助成額も引き</p>	○

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
		<p>上げるなど、建替えや除却等への支援によって、令和5年度末時点で107棟の空き家が除却されるなど、着実に空き家の棟数は減少しております。</p> <p>また、1,330棟のうち状態の良い空き家は全体の9割近くを占めていることから、街の魅力向上や地域の活性化を図るための利活用を進めており、これまでに12件のマッチングが成立しております。</p> <p>しかし、使用目的のない空き家は増加し続けていることから、空家等特措法の改正（令和5年12月13日施行）を踏まえ、空き家所有者等の責務強化や特定空家化を未然に防止するための規定を盛り込んだ空家等対策条例の改定、さらに、重点的に進める施策の他に、管理不全な空き家への対策など新たに取組を盛り込んだ空家等対策計画の改定に向けた手続きを進めております。</p> <p>今後も、除却等の一層の促進に加え、状態の良い空き家の有効活用や適切な管理を総合的に強化してまいります。</p>	

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
16	<p>学校で地震の防災訓練は実施されているようですが、水害時の対応については、避難確保計画というものが作成されていることを初めて知りました。</p> <p>事前に学校が取るべき対応を決められていることはもちろん必要ではありますが、学校との連絡など、保護者としてどのような行動を取ったらよいか、示して頂きたいと思います。</p>	<p>各学校や園では、子どもたちの安全確保を図るため、学校防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施、自衛防災組織の編成等を行い、必要な措置を講じております。</p> <p>風水害は地震と異なり、気象情報により事前に一定程度予測が可能なため、気象警報に基づき各校から出される通知を確認していただくとともに、安全を確保できない場合は、登校・登園を自主的に見合わせる等の判断をご家庭で行っていただくことをお願いしております。東京マイ・タイムライン等も活用いただき、ご家族で事前の避難行動の確認を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、在校時等に水害の危険が高まった場合は、保護者への引渡しが必要となるため、学校等との連絡方法を事前にご確認いただくことをお願いしております。</p> <p>教育委員会としても学校・園との連携を強化し、子どもたちの安全確保に努めてまいります。</p>	○
17	<p>京成線 高架下の活用</p> <p>高架橋は非常に高い耐震性を有しており、その下の空地は災害時に活用できる可能性が高い、現在商用利用が進みつつあるがまだまだ空いているところも多い、災害時の活用も考え、区で空地の状態を確保してほしい。</p>	<p>京成電鉄の高架については、補強工事が行われ、一定の耐震性を確保していることから、災害時には一時的に雨風をしのげる場所になります。</p> <p>補強工事後、京成電鉄は区の要請に基づき、地域の賑わい創出に寄与するよう、高架下の利活用を進めており、現在空地である部分の大半は、すでに開発の計画があり、活用できるスペースが限られておりますが、区といたしましては、災害時には京成電鉄から最大限協力を得るこ</p>	☆

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
		とができるよう、日ごろから連携してまいります。	
⑦ 災害時の情報収集・管理等についての意見			
18	<p>災害時にはデマや間違った情報がSNS上で多く出回ることが考えられますが、区として、そのような情報に対する対応はどうされるのでしょうか。</p> <p>また、高齢者などのネット難民と言われる方に対する対応はどのように発信されるのか、具体的に示していただきたいと思えます。</p>	<p>誤った情報は人々に混乱を与え、避難行動等に悪影響を及ぼすため、デマ情報に惑わされず、公共機関の情報を確認するよう注意喚起を行うとともに、警察、消防等と連携を図り、区民への正確な情報の発信に努めてまいります。</p> <p>また、区では、災害時においても様々な広報手段を確保しており、荒川区ホームページ、区防災アプリ、SNSなどのインターネットによる情報発信だけでなく、区防災無線や広報車、災害広報誌、また、高齢者の方向けに災害情報受信機の貸与等あらゆるツールを活用して情報を発信してまいります。</p>	○
⑧ 災害廃棄物の処理についての意見			
19	<p>在宅避難による廃棄物（家庭ごみ、簡易トイレ）の回収方法について、ごみ収集が開始された時点で、下水道の復旧が間に合わない時期がかなりの期間継続すると考えられる。家庭ごみと簡易トイレのし尿ごみは、分けて回収される見込みだが、回収方法が明らかでない。曜日分けて回収するのか、同じ場所に廃棄してよいのかなど、事前に区民に周知しておかなければ、地域のごみ集積場は大混乱・不衛生になる。</p> <p>首都直下地震の発生が懸念される中で、発災後の普通ご</p>	<p>【発災後のし尿収集について】</p> <p>発災時、下水道が利用可能な場合は、避難所周辺や防災広場等の拠点施設に設置されているマンホールトイレ（マンホール上部に便座を設置し、直接下水道管へ流すトイレ）を利用します。下水道が利用できない場合は、携帯トイレや拠点施設に設置された仮設トイレを利用することとなります。</p> <p>なお、携帯トイレやおむつの収集は、感染症の原因となる恐れがあるため、別の袋に入れて他のごみと混ぜない</p>	◎

No.	意見の概要 (※原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の考え方	取扱
	<p>みの排出、回収の問題はもっと丁寧に対策を検討し、事前に区民に周知を図り、混乱を防ぐ必要がある。震災後、ごみ収集が可能になるまでは地域のごみ集積所にごみを出さないでくださいと書いた掲示物はあらかじめ地域にも配付しておいた方が良くはないか。</p>	<p>よう各ご家庭で保管し、ごみ収集再開時にあわせて出していただくこととなります。</p> <p>【震災後のごみの排出、収集について】</p> <p>震災後のごみの排出方法や収集再開時期、収集日等については、道路状況、作業人員、作業車両等を勘案した上で、お知らせいたします。</p> <p>【区民への周知について】</p> <p>災害時にごみ収集・資源回収が休止することについては、令和6年現在、ホームページや資源・ごみの分別冊子、区報等で周知しておりますが、今後も適切な機会を捉えて、周知を行ってまいります。</p> <p>ごみ収集・資源回収の再開の周知については、あらかじめ区報、荒川区ホームページ、区防災アプリ、SNS、マイチャンネルあらかわ等により行うほか、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対しても情報提供を行います。また、避難所等の被災者に対しても、ポスター掲示等により周知を行います。</p>	